

令和7年8月26日（火）18時 第1回公契約審議会 議事要旨

傍聴者8名許可を受けて入場。

事務局：議題1「公契約条例に関する事業者アンケートの実施について」説明

委員：前回のアンケートでは仕事の質の向上、労働意欲の向上に関する設問があったが、今回は入っていないのか。もしくはどちらかの設問がそれに当たるのか。

事務局：前回のアンケートでは表現等がわかりづらい部分があったため、設問の表現等を少し変えて条例の効果に関する設問を設けている。

委員：目黒区公契約条例の手引に記載の「公契約において労働者ができること」という内容について、事業者が周知徹底できているのかをアンケートで確認してほしい。区からは周知方法について事業者に伝えているのか。

事務局：公契約条例の手引については区公式ウェブサイトで公開しており、公契約条例の対象となる契約を受注した事業者には案内している。手引の30、32ページに公契約条例の意義や対象契約等が記載された周知様式を載せている。

委員：事業主が区の推奨する周知様式を活用し周知されているかどうかは不明であるため、アンケートでその周知状況の確認が必要だと考える。

事務局：公契約条例の周知は入口として重要であるため、周知状況について正しく確認する必要がある。設問の聞き方を工夫し新たな設問を設けるか、既存の設問の表現の変更を検討し、次回の審議会で示したい。

委員：労働者へのアンケートの実施も検討しているのか。

事務局：区と直接権利義務関係が生じているのは事業者であるため、区の調査対象も主に事業者になるが、労働者を対象に行っている自治体もあるため、それらを参考に検討したい。実施対象や設問内容を検討する必要があること、間に入る契約受注者の理解が必要であることから整理が必要であり、来年度以降に向けて検討していく。

委員：公契約の現場では、労働環境や報酬に問題がある場合、労働者は区に申し出ることができるため区と全く関係ないとは言えない。目黒区も他区のように労働者の意見を聞く環境を整えてほしい。

事務局：議題2「令和8年度労働報酬下限額について」事務局から説明

委員：労働報酬下限額を上げるとき、予算の都合で実現できない可能性があるのかを知りたい。もし予算の事情があるなら、労働報酬下限額の提案をして話し合ったとしても、適切な額に決まらないのではないかという疑問がある。

事務局：予算に直結するため、青天井で上げられるわけではなく、財政当局との相談が必要になる。ただし、これだけ物価や人件費が高騰している中では、上げるべきものは上げ、適切な金額に設定していくべきであると考えている。

委員：業務委託契約・指定管理協定の複数年契約において、年度毎の追加支払いは行われているのか。

事務局：区が発注する契約は基本的に単年度契約となるが、業務の継続性や安定性が求められる場合、履行状況が良好であれば複数年度契約も可能になる。ただし、これも単年度契約を繰り返す形での複数年度契約となる。この場合、最低賃金等の上昇に伴い人件費が増額となるもの以外は、業務内容に変更がなければ翌年度以降も同額で契約することが入札案内に示されているため、年度ごとに増えるコストを含めた上で最初の入札に臨んでいると理解している。その金額では来年度の履行が難しいということであれば、一旦契約を解除し、再度入札を行い、新たに事業者を選定するという手続きになる。

委員：審議会では賃金が労働者に支払われているかを把握することは義務と考えており、日野市では公契約審議会の開始前に労働台帳の確認をしているとのことである。目

黒区でも事業者から提出された労働台帳を活用し、労働者に定められた労働報酬下限額以上の適切な賃金が支払われていることを確認する必要があると思われる。

事務局：労働台帳の確認について、労働台帳には労働者の報酬について詳細に記載されているため、提出された台帳を区として厳重に管理しているが、生の情報をこの審議会で示すのは難しいと考える。条例の運用状況について不備があれば指導を行い、それでも改善が見られない場合は相応の対応を取って厳重に対応している。したがって、労働台帳の確認は区が行うのが現実的だと考えている。

委員：近隣区の労働報酬下限額を下回らないような賃金を支払う必要がある。目黒区の業務委託契約の労働報酬下限額は条例制定区で2番目に低い1,298円となっている。人材確保、他区への人材流出の防止及び公共サービスの質の維持という観点からも他区との差を早期に解消する必要がある。近隣区の世田谷区は1,460円、渋谷区は1,426円、新宿区は1,4638円であり、行政職高卒初任給を主な勘案基準にしており、一定の水準を確保している。

この3区の労働報酬下限額の平均は、1,441円であり、目黒区でも3区の労働報酬下限額を勘案して、最低でも1,441円以上が必要と考える。

事務局：労働報酬下限額について、会計年度任用職員の報酬額をベースに、様々な情勢を勘案して目黒区公契約審議会において設定している。他区と比較すると低い金額になっているが、区としては過去最も高い引き上げを行っており、公契約審議会の中でも十分議論いただいたうえで、近隣区の平均と比較して高くするという運用は行っていない。

委員：人手不足（有効求人倍率の高い）の職種などにおいて、優れた人材を確保できるよう民間賃金水準を上回る職種別の労働報酬下限額を設定することが必要である。職種別の労働報酬下限額の設定については答申の意見において要望していることから、検討結果について明らかにしてほしい。

事務局：職種別の労働報酬下限額について、先行自治体からヒアリングを行った結果によると、職種ごとの金額の設定方法等については課題が多いと聞いており、人が集まらない職種には市場の原理の中で自然と高い報酬が設定されるものだと感じている。人材不足の把握方法については、まだ具体的なイメージが持っていないため、具体的な案があればご教示いただきたい。

委員：目黒区の求人賃金や倍率について、一般的なハローワークのデータと比較し、人材が不足しているのがどの職種かを調査することが必要だと考えている。目黒区の調査結果がハローワークのデータと大きな乖離があれば、その問題について議論していかなければならない。これらを参考に、職種別の議論も進めていくべきだと考えている。

委員：職種別労働報酬下限額について、業種ごとに報酬を決めるることは難しく、どうして自分の職種が低いのかという不満も生じやすい。職種別労働報酬下限額を設定するというのは理想だが、どうしたらうまくいくのかという部分を慎重に考える必要があると感じている。

労働台帳の確認について、日野市の委員が審議会前に労働台帳を確認しているとの話があったが、目黒区では「労働環境モニタリング制度」があり、スポーツ施設や保育園等の指定管理者が運営する施設で労働条件が守られているかを、就業規則や出勤簿等を調べてチェックしている。これは入札時に指定管理者も理解しており、一定の抑止力になっている。労働環境に問題があれば必ずフィードバックされるため、さらにこの制度を充実させるという方法もあるのではないかと考える。

委員：職種別の労働報酬下限額については、様々な業種があり難しいと感じる。人が欲しい業種は、必然的に報酬が上がっていくと考えられるため、あくまで全体としての下限額を一本定めておけばよいのではないか。職種別で設定するとなると、際限がなくなってしまうと感じる。

事務局：「事務局からの連絡事項」について事務局から説明

委員：審議会の運営について、今年度の第2回は日中開催になるが、公契約審議会の傍聴希望者は上限を超えていたため、日中開催を基本にしつつ、委員の都合が合わない場合には夜間開催を検討という形にしてほしい。さらに、傍聴希望者の多さを考慮し、もう少し大きい会場の選定を検討してほしい。また、ホームページで審議会の議事録が公開されているが、議事録を公開する前に我々委員が一度目を通し、内容を確認してから公開した方が良いと考えるがいかがか。

事務局：審議会の開催について、日程を調整し、最も多くの委員が参加できる日時を設定している。会場については、区内の会議室が限られており、突発的な業務で執務室として使用されることも多いため、日中開催となった場合は場所の確保が難しい。夜間開催になると、セキュリティの都合で18時以降の入室が難しい部屋が多いため、安全面を考慮すると会議室が限られる。こういった事情をご理解いただきたい。議事録については、昨年度の第1回審議会で会議の公開について議論いただいた中で、会長のご承認を得た上で公開する取り決めになっている。区公式ウェブサイトへの公開の時期や公開後の委員への連絡については改善を図っていく。

会長：これをもって、第1回目黒区公契約審議会を終了する。